

鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）平成26年3月一部修正の概要

東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、健常者のそれと比較して2倍程度になったと推計されています。こうした傾向は過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられるものであり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっていることから、災害対策基本法が改正されました。

災害対策基本法改正

平成25年6月21日施行

【鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）一部修正の対象となる災害対策基本法改正部分の概要】

- ①避難行動支援に関する全体計画・地域防災計画の策定
- ②避難行動要支援者名簿の作成等
 - (1) 要配慮者の把握
 - (2) 避難行動要支援者名簿の作成
 - (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
 - (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

上記の災害対策基本法

改正部分を受けて修正しました

鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）への修正箇所概要

- ①全体計画策定を明記しました【P48】
- ②(1) 鎌倉市の関連部門が把握している要配慮者の情報を収集整理【P49】
 - (2) 避難行動要支援者名簿の作成等【P49】
 - (3) 定期的な名簿の更新と停電等を考慮し紙媒体での保管、関連部局での共有【P50】
 - (4) 災害の発生に備え、必要な限度で避難行動要支援者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、県警察、市社会福祉協議会や情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた民生委員、児童委員、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者へ提供【P50】

※その他、神奈川県防災会議幹事からの意見（平成25年6月20日災対第65号）の一部に基づき修正を行いました。